

国立大学法人滋賀医科大学教育研究評議会規程

平成16年4月1日制定

令和4年4月1日改正

(趣旨)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第10条第2項の規定に基づき、教育研究評議会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（国立大学法人滋賀医科大学（以下「法人」という。）の経営に関する事項を除く。）
- (2) 中期計画に関する事項（法人の経営に関する事項を除く。）
- (3) 学則（法人の経営に関する部分を除く。）その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程の編成に関する方針に係る事項
- (6) 学生の円滑な修業等を支援するために必要な事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (9) その他滋賀医科大学の教育研究に関する重要事項

(組織)

第3条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事又は事務局長
 - (3) 副学長（学長の命を受けて教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者）
 - (4) 図書館長
 - (5) 医学科長及び看護学科長
 - (6) 医学科、看護学科、学内教育研究施設又は医学部附属病院の教員 5名
 - (7) 学長が必要と認めて指名する職員 若干名
- 2 前項第6号及び第7号の評議員は、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(教育研究評議会の運営)

第4条 教育研究評議会は原則として月に1度開催する。ただし、学長が必要と認めた

- とき又は評議員の過半数の要請があったときは、臨時に開催することができる。
- 2 教育研究評議会が学長が主宰し、議長となる。
 - 3 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した評議員が、議長を代行する。
 - 4 教育研究評議会は、構成員の過半数の出席がなければ開催することができない。
 - 5 教育研究評議会の議事は、審議内容を踏まえて議長が決する。
 - 6 議長が必要と認めるときは、評議員以外の者の教育研究評議会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 教育研究評議会に関する事務は、総務企画課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育研究評議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行し、平成29年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。